

無床診療所自己点検チェックリスト（8 放射線管理）

担 当 部 署	
点 検 者 職 氏 名	
点 検 年 月 日	

区分	点検項目	適否	摘要
届出	8-1 エックス線装置に関する届出を適正に行っている。 <input type="checkbox"/> 設置届・廃止届 <input type="checkbox"/> 変更届（従事者、装置の変更等）		・法 第15条第3項 ・則 第24条の2, 第29条
	8-2 エックス線装置等の一週間あたりの延べ使用時間をその使用する室ごとに帳簿に記載している。		・則 第30条の23 ※該当室の画壁等の外側が所定の線量当量率以下になるよう遮へいされている場合はこの限りでない。
帳票・記録	8-3 放射線障害が発生するおそれがある場所について、所定の方法により放射線の量及び放射線同位元素による汚染の状況が測定されているか（エックス線装置等を固定して取り扱う場合は6か月を超えない期間毎に1回の測定が必要） 直近の測定 <input type="checkbox"/> 測定日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 測定者：		
	8-4 診療放射線技師は照射録を作成している。 <input type="checkbox"/> 照射を受けた者の氏名, 性別, 年齢 <input type="checkbox"/> 照射の年月日 <input type="checkbox"/> 照射方法 <input type="checkbox"/> 指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示内容		・診療放射線技師法 第28条 ・診療放射線技師法施行規則 第16条 ※医師が自ら照射した場合、照射録の作成は必ずしも必要ではないが、作成することが望ましい。
管理区域	8-5 エックス線診療室又はエックス線装置等の使用室である旨の標識を付している。		・則 第30条の4第3号
	8-6 エックス線診療室等、放射線等取扱施設に患者及び取扱者に対する放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示している。		・則 第30条の13
	8-7 管理区域の設定が適切である。		
	8-8 管理区域である旨の標識を付している。		・則 第30条の16
	8-9 管理区域に人がみだりに立ち入らない措置を講じている。		
	8-10 敷地内の人が居住する区域及び敷地の境界において所定の線量以下にするための遮蔽等の措置を講じている。		
移動型	8-11 エックス線装置を使用している時はエックス線診療室の出入口にその旨（「使用中」等）を表示している。		・則 第30条の17 ・則 第30条の20第2項第1号
	8-12 移動型エックス線装置は鍵のかかる保管場所等確保し、当該装置のキースイッチ等を適切に管理している。 保管場所： _____		※「在宅医療におけるエックス線撮影装置の安全な使用について」（平成10年6月30日医薬安第69号）参照。

被曝防止	8-13 放射線診療従事者の被ばく防止について、適切な措置が講じられている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・則 第30条の18</li> <li>・則 第30条の27</li> </ul> ※定期的に従事者の外部被ばく線量の測定を行うこと。放射線測定用具（フィルムバッチ等）による測定が原則。
使用	8-14 エックス線診療室等の専用の使用室で使用している。専用の使用室以外において使用する場合は、適切な防護措置を講じている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・則 第30条の14</li> </ul>
連絡網・通報	8-15 地震、火災等の災害又は盗難、紛失等の事故発生に伴う連絡網並びに通報先等を記載した通報基準や通報体制及び放射線障害防止措置を定めている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・則 第30条の25</li> </ul>
障害防止措置	8-16 放射線装置に所定の障害防止の方法が講じられている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・則 第30条</li> </ul>
責任者	8-17 医療放射線安全管理責任者を配置している。 (常勤の医師又は歯科医師が放射線診療における正当化を、常勤の診療放射線技師が放射線診療における最適化を担保し、当該医師又は歯科医師が当該診療放射線技師に対して適切な指示を行う体制を確保している場合に限り、診療放射線技師を責任者としても差し支えない。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・則 第1条の11第2項第3号の2</li> </ul>
診療用放射線の安全利用のための指針	8-18 診療用放射線の安全利用のための指針を策定（及び変更）し、従事者に対して周知徹底を図っている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・則 第1条の11第2項第3号の2イ</li> </ul>
	8-19 指針には次に掲げる事項を記載している。		※診療用放射線の安全医療のための指針の策定については、「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインについて」（令元.10.3 医政地発 1003 第5号）を参照
	<input type="checkbox"/> 診療用放射線の安全利用に関する基本的な考え方 <input type="checkbox"/> 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全利用のための研修に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する事例発生時の対応に関する基本方針 <input type="checkbox"/> 医療従事者と患者間の情報共有に関する基本方針 (患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項を含む。)		
職員研修	8-20 診療用放射線の安全利用のための職員研修を実施している。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・則 第1条の11第2項第3号の2ロ</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 患者の医療被ばくの基本的な考え方に関する事項 <input type="checkbox"/> 放射線診療の正当化に関する事項 <input type="checkbox"/> 患者の医療被ばくの防護の最適化に関する事項 <input type="checkbox"/> 放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する事例発生時の対応等に関する事項 <input type="checkbox"/> 患者への情報提供に関する事項		※研修の頻度については1年度当たり1回以上とし、研修の実施内容（開催日時又は受講日時、出席者、研修事項等）を記録すること。 ※他の医療安全に係る研修と併せて実施することも可能

被ばく線量の管理・記録	8-21 管理・記録対象医療機器等(※)を用いた診療時の被ばく線量の管理を実施している。 (関係学会等の策定したガイドライン等を参考に、被ばく線量の評価及び被ばく線量の最適化を行う。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・則 第1条の11第2項第3号の2ハ</li> <li>・(※)については、次に掲げる放射線診療に用いる医療機器等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動型デジタル式(アナログ式)循環器用X線透視診断装置</li> <li>・据置型デジタル式(アナログ式)循環器用X線透視診断装置</li> <li>・X線CT組合せ型循環器X線診断装置</li> <li>・全身用X線CT診断装置</li> <li>・X線CT組合せ型ポジトロンCT装置</li> <li>・X線CT組合せ型SPECT装置</li> <li>・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</li> <li>・診療用放射性同位元素</li> </ul> </li> </ul>
	8-22 管理・記録対象医療機器等(※)を用いた診療時の被ばく線量の記録を実施している。 (当分の間、線量を表示する機能を有しない管理・記録対象医療機器等に係る被ばく線量の記録は必要ない。)		
情報等の収集	8-23 行政機関、学術誌等から診療用放射線に関する情報を広く収集するとともに、得られた情報のうち必要なものは、放射線診療に従事する者に周知徹底を図っている。		